

## 条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第八号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に、「以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。」を「第四条において「都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」と総称する。)」に改める。

第二条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第一項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第一項第二号」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第七条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第二項第二号」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第八条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改める。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の四十第一項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「に規定する本人確認情報」の下に「及び附票本人確認情報」を加え、「埼玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第三条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改める。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び同法第四章の二の次に一章を加える改正規定の施行の日から施行する。ただし、第三条並びに次項及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

##### （調整規定）

2 この条例の施行の日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日後である場合には、第三条の規定は適用しない。

3 前項の場合において、第二条のうち執行機関の附属機関に関する条例別表第二の改正規定中「第三十条の四十四の十二」とあるのは「第三十条の四十四の十三」とする。